

[トップ](#) > 雇用保険手続きのご案内

雇用保険では、失業中の生活を心配しないで新しい仕事を探し、1日も早く再就職できるよう、窓口での職業相談・職業紹介を受けるなどの求職活動を行っていただいた上で、失業等給付を支給しております。

このうち、基本手当（いわゆる通常の失業給付）を受給するに当たっては、ハローワークで以下の手続きをしていただく必要があります。

[基本手当について](#)

[就職促進給付](#)

[教育訓練給付](#)

[雇用継続給付](#)

雇用保険制度の概要についてはこちら。

[雇用保険制度の概要](#)

手続きの概要

具体的な手続きについてもう少し詳しく知りたい方は[雇用保険の具体的な手続き](#)をご覧ください。

離職

在職中に証明書などの準備をします。

[離職についての詳細](#)



受給資格決定

住所地为管轄するハローワークで「求職申込み」をしたのち、「離職票」を提出します。

[記入例：雇用保険被保険者離職票－1](#) [PDF：257KB]

[記入例：雇用保険被保険者離職票－2](#) [PDF：758KB]

受給資格確認後、受給説明会の日時をお知らせします。

また、「雇用保険受給資格者のしおり」をお渡しします。

[受給資格の決定についての詳細](#)



受給説明会

雇用保険制度について説明し、「雇用保険受給資格者証」、「失業認定申告書」をお渡しします。

[雇用保険受給資格者証](#) [PDF : 129KB]

[失業認定申告書](#) [PDF : 92KB]

また、第一回目の「失業認定日」をお知らせします。

[雇用保険受給者初回説明会についての詳細](#)



求職活動

失業の認定を受けるまでの間、ハローワークの窓口で職業相談、職業紹介を受けるなど積極的に求職活動を行ってください。



失業の認定

原則として、4週間に1度、失業の認定（失業状態にあることの確認）を行います。

「失業認定申告書」に求職活動の状況等を記入し、「雇用保険受給資格者証」とともに提出してください。

[記入例：雇用保険受給資格者証](#) [PDF : 129KB]

[記入例：失業認定申告書](#) [PDF : 150KB]

[失業の認定についての詳細](#)



受給

雇用保険が給付されます。

[受給についての詳細](#)

認定日はもちろん、それ以外の日もお気軽に職業相談・紹介窓口をご利用ください。

職業に就いた場合

職業に就いた場合であって、かつ支給残日数が多い等、要件を満たす場合は、就業促進手当が支給されますので、手続きをしてください。

[就職促進給付](#)**不正受給**


偽りその他不正の行為で基本手当等を受けたり、又は受けようとした場合には、以後これらの基本手当等を受けることができなくなるほか、その返還を命ぜられます。

[不正受給の典型例](#)

雇用保険の申請

雇用保険の申請に必要な帳票の作成・ダウンロードはこちらから行うことができます。

[申請等をご利用の方へ](#)

申請期限を過ぎたことにより、雇用保険の給付を受けられなかった方は、[こちら](#)  をご覧ください。

| [リンク集](#) | [サイトマップ](#) | [サイトポリシー](#) | [プライバシーポリシー](#) | [利用規約](#) | [よくあるご質問](#) |
[お問い合わせ先](#) | [所在地情報](#) |

All rights reserved, Copyright (C) Employment Security Bureau, Ministry of Health, Labour and Welfare